

(案)

# 第4次さっぽろ子ども未来プラン

令和3年度実施状況報告書

＜個別事業の実施状況＞



令和4年(2022年) 月  
札幌市



## - 個別事業の実施状況 -

「第4次さっぽろ子ども未来プラン」の計画事業及び当該プランの施策の方向性に合致する関連事業について、事業ごとに令和3年度(2021年度)の実施状況(全301事業)を掲載しています。

### 【事業 No】

「第4次さっぽろ子ども未来プラン」の基本目標・基本施策に対応する番号を記載しています。  
(例:基本目標2 基本施策3⇒2-3)

### 【事業・取組名】

「第4次さっぽろ子ども未来プラン」の計画事業及び当該プランの施策の方向性に合致する関連事業の「事業・取組名」を記載しています。

### 【事業概要】

各事業の事業概要を記載しています。

### 【活動指標】

活動指標のある事業については、目標値と令和2年度(2020年度)の実績値、当初値として平成30年度(2018年度)の実績値を記載しています。

### 【地域資源の活用・組織横断的な連携・主な連携先】

当該プランでは、子ども・子育て家庭を社会全体で支えるにあたって、多様な地域資源の活用と組織横断的な連携を促進することとしています。事業ごとの活用・連携状況を下記の記号で記載しています。

○:活用・連携している

△:今後活用・連携予定である

×:活用・連携していない

ー:活用すべき事柄に該当しない

### 【令和3年度(2021年度)実施状況】

各事業における令和3年度の実施状況を記載しています。

### 【令和4年度(2022年度)実施予定】

各事業における令和4年度の実施予定を記載しています。

### 【担当】

各事業の担当部局を記載しています。

【別紙2】第4次さっぽろ子ども未来プラン事業・取組一覧

	No	事業・取組名	関連施策	担当部
基本 施策 1	1	「さっぽろ子どもの権利の日」事業		子) 子ども育成部
	2	市民と連携した普及啓発(子どもの権利啓発サポーター)		子) 子ども育成部
	3	施設職員など子どもに関わる大人への普及啓発		子) 子ども育成部
	4	地域における子どもの参加の促進	1-2、1-3	子) 子ども育成部
	5	他都市との連携・交流		子) 子ども育成部
	6	乳幼児の保護者等への普及啓発		子) 子ども育成部
	7	学齢期の子どもへの保護者への普及啓発		子) 子ども育成部
	8	子ども向け広報等の充実		子) 子ども育成部
	9	子ども向け出前講座等の実施		子) 子ども育成部
	10	子ども向け男女共同参画啓発事業	4-5	市) 男女共同参画室
	11	小・中学生向けパンフレットの活用		子) 子ども育成部
	12	民族・人権教育の推進	1-4、3-1、4-5	教) 学校教育部
	13	子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進	1-2	教) 学校教育部
	14	障がいのある子どもとないこどもの交流及び共同学習の推進	4-5	教) 学校教育部
	15	福祉読本の発行		保) 障がい保健福祉部
基本 施策 2	16	子ども議会		子) 子ども育成部
	17	子どもからの提案・意見募集ハガキ		子) 子ども育成部
	18	子どもの交流・参加の促進		子) 子ども育成部
	19	子どもからの情報発信(子どもレポーター)		子) 子ども育成部
	20	次世代の活動の担い手育成事業		市) 市民自治推進室
	21	SDGsをテーマとした次世代に向けた人材育成事業		環) 環境都市推進部
	22	市政やまちづくりへの子どもの参加・意見表明		子) 子ども育成部
	23	児童会館子ども運営委員会の拡充(わたしたちの児童会館づくり事業)		子) 子ども育成部
	24	子ども関連施設における子どもの参加の促進		子) 子ども育成部
	25	【再掲】子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進	1-1	教) 学校教育部
	26	【再掲】地域における子どもの参加の促進	1-1、1-3	子) 子ども育成部
	27	未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業		市) 市民自治推進室
	28	少年団体活動促進事業		子) 子ども育成部
	29	子どもの体験活動の場支援事業	3-3	子) 子ども育成部
	30	プレーパーク推進事業	3-3	子) 子ども育成部
基本 目標 1	31	子どもの権利救済に関する普及啓発(子どもアシストセンター)		子) 子どもの権利救済事務局
	32	学校における教育相談体制の充実	1-4	教) 学校教育部
	33	スクールカウンセラー活用事業		教) 学校教育部
	34	教育支援センターにおける支援の充実	3-4	教) 学校教育部
	35	相談支援パートナー事業	3-4	教) 学校教育部
	36	いじめ対策・自殺予防事業		教) 学校教育部
	37	子どもの学びの環境づくり補助事業	3-4	子) 子ども育成部
	38	札幌まなびのサポート事業		保) 総務部
	39	(仮称) 学びの支援総合センター事業		教) 学校教育部
	40	公立夜間中学設置検討事業		教) 学校教育部
	41	若者の社会的自立促進事業	3-4	子) 子ども育成部
	42	若者支援施設の設置・運営	3-4	子) 子ども育成部
	43	中学校卒業生等進路支援事業	3-4	子) 子ども育成部
	44	子どもの居場所づくり支援事業	3-3、4-3	子) 子ども育成部
	45	児童会館の地域交流の推進	3-3	子) 子ども育成部
	46	【再掲】地域における子どもの参加の促進	1-1、1-2	子) 子ども育成部
	47	少年健全育成推進事業(青少年育成委員会)	3-3	子) 子ども育成部
	48	少年育成指導員による指導・相談	3-3	子) 子ども育成部
	49	犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業	3-3	市) 地域振興部
	50	子どものくらし支援コーディネーター事業	4-3	子) 子ども育成部
	51	スクールソーシャルワーカー活用事業	3-1	教) 学校教育部
	52	妊婦支援相談事業	1-4、2-3	保) 保健所
	53	初妊婦訪問事業	1-4、2-3	保) 保健所
	54	産後ケア事業	2-3	保) 保健所
	55	乳幼児健康診査	2-3	保) 保健所
	56	各区子育て世代包括支援センター機能の強化	2-2、2-3、4-1	保) 保健所

【別紙2】第4次さっぽろ子ども未来プラン事業・取組一覧

	No	事業・取組名	関連施策	担当部			
基本目標1	基本施策4	57	子どもの権利の侵害からの救済（子どもアシストセンター）		子) 子どもの権利救済事務局		
		58	子どもアシストセンター「LINE」相談事業		子) 子どもの権利救済事務局		
		59	【再掲】学校における教育相談体制の充実	1-3	教) 学校教育部		
		60	ヤングケアラー支援推進事業		子) 子ども育成部		
		61	各区子ども家庭総合支援拠点の整備	2-2, 4-1	子) 児童相談所		
		62	子ども安心ネットワーク強化事業	4-1	子) 児童相談所		
		63	児童相談体制強化事業	4-1	子) 児童相談所		
		64	（仮称）第二児童相談所整備事業	4-1	子) 児童相談所		
		65	共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進	4-5	子) 子ども育成部		
		66	【再掲】民族・人権教育の推進	1-1, 3-1, 4-5	教) 学校教育部		
		67	多文化共生推進事業	2-2, 4-5	総) 国際部		
		68	児童虐待防止対策支援事業	3-3, 4-1	子) 児童相談所		
		69	DV対策の推進		市) 男女共同参画室		
		70	デートDV防止講座など若年層向け予防教育		市) 男女共同参画室		
		71	母子保健訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業）	2-3	保) 保健所		
		72	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業	2-3	保) 保健所		
		73	【再掲】妊婦支援相談事業	1-3, 2-3	保) 保健所		
		74	【再掲】初妊婦訪問事業	1-3, 2-3	保) 保健所		
		基本目標2	基本施策1	75	私立保育所整備費等補助事業		子) 子育て支援部
				76	認定こども園整備費補助事業		子) 子育て支援部
				77	地域型保育改修等補助事業		子) 子育て支援部
				78	認可外保育施設の認可化移行支援事業		子) 子育て支援部
				79	延長保育事業		子) 子育て支援部
				80	休日保育事業		子) 子育て支援部
81	夜間保育事業				子) 子育て支援部		
82	幼稚園等における一時預かり事業				子) 子育て支援部		
83	市立幼稚園預かり保育事業			3-1	教) 学校教育部		
84	病後児デイサービス事業				子) 子育て支援部		
85	子育て援助活動支援（ファミリーサポートセンター）事業				子) 子育て支援部		
86	保育士等支援事業				子) 子育て支援部		
87	保育人材確保緊急対策事業				子) 子育て支援部		
88	認可外保育施設・企業型保育施設等への指導監査の実施				子) 子育て支援部		
89	教育・保育の質の向上（研修実施、処遇改善への要望）				子) 子育て支援部		
90	私立保育所等補助事業				子) 子育て支援部		
91	家庭的保育者等研修事業				子) 子育て支援部		
92	幼児教育の質的向上を図るための研修の充実			3-1	教) 学校教育部		
93	市立幼稚園における実践研究の推進		3-1	教) 学校教育部			
94	幼保小連携の推進		3-1, 4-2	教) 学校教育部			
基本施策2	95		子育て支援総合センター事業		子) 子育て支援部		
	96		区保育・子育て支援センター（ちあふる）整備事業・運営事業	3-3	子) 子育て支援部		
	97		地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）	3-3	子) 子育て支援部		
	98		地域子育て支援事業（情報発信等）		子) 子育て支援部		
	99		父親による子育て推進事業		子) 子育て支援部		
	100		さっぽろ親子絵本ふれあい事業		子) 子育て支援部		
	101		保育ニーズコーディネート事業		子) 子育て支援部		
	102		家庭教育支援の充実	3-1	教) 生涯学習部		
	103		幼児期の教育に関する保護者等への支援		教) 学校教育部		
	104		【再掲】各区子育て世代包括支援センター機能の強化	1-3, 2-3, 4-1	保) 保健所		
	105	【再掲】各区子ども家庭総合支援拠点の整備	1-4, 4-1	子) 児童相談所			
	106	児童家庭支援センター運営事業	3-3	子) 児童相談所			
107	サポートファイルさっぽろ		保) 障がい保健福祉部				
108	【再掲】多文化共生推進事業	1-4, 4-5	総) 国際部				
109	消費者行政活性化事業費		市) 市民生活部				
110	子育て支援住宅の供給		都) 市街地整備部				
111	男女が共に活躍できる職場づくり応援事業		市) 男女共同参画室				
112	育児休業等取得助成事業		子) 子ども育成部				
113	さっぽろ女性活躍・働き方改革応援事業		市) 男女共同参画室				

【別紙2】第4次さっぽろ子ども未来プラン事業・取組一覧

	No	事業・取組名	関連施策	担当部	
基本 目標 2	基本 施策 2	114	女性活躍に向けた働き方改革サポート事業		経) 経営支援・雇用労働担当部
		115	女性の多様な働き方支援窓口運営事業		経) 経営支援・雇用労働担当部
		116	テレワーク・業務管理システム普及促進事業		経) 経営支援・雇用労働担当部
	基本 施策 3	117	【再掲】各区子育て世代包括支援センター機能の強化	1-3, 2-2, 4-1	保) 保健所
		118	妊婦一般健康診査		保) 保健所
		119	【再掲】妊婦支援相談事業	1-3, 1-4	保) 保健所
		120	【再掲】初妊婦訪問事業	1-3, 1-4	保) 保健所
		121	【再掲】産後ケア事業	1-3	保) 保健所
		122	【再掲】母子保健訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業）	1-4	保) 保健所
		123	【再掲】保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業	1-4	保) 保健所
		124	不妊治療支援事業		保) 保健所
		125	不育症治療費助成事業		保) 保健所
		126	産婦人科救急コーディネート事業		保) 保健所
		127	母子関連マスキリーニング事業		保) 衛生研究所
		128	【再掲】乳幼児健康診査	1-3	保) 保健所
		129	5歳児健康診査、発達相談		保) 保健所
		130	赤ちゃんのみみのきこえ支援事業		保) 保健所
		131	おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成事業		保) 保健所
		132	思春期ヘルスケア事業		保) 保健所
133	若者の性に関する知識の普及啓発事業		保) 保健所		
134	思春期特定相談事業		保) 障がい保健福祉部		
135	食育推進事業		保) 保健所		
136	食に関する指導の推進		教) 生涯学習部		
基本 施策 4	137	子ども医療費助成の拡充		保) 保険医療部	
	138	子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の軽減		子) 子育て支援部	
	139	3歳未満児の第2子以降の保育料無償化		子) 子育て支援部	
	140	児童手当の支給		子) 子育て支援部	
	141	児童扶養手当の支給	4-4	子) 子育て支援部	
	142	札幌市奨学金支給事業		教) 学校教育部	
	143	札幌市特別奨学金の支給		子) 子育て支援部	
	144	就学援助		教) 学校教育部	
	145	実費徴収に係る補足給付事業		子) 子育て支援部	
	146	助産施設における助産の実施		子) 子育て支援部	
	147	私学助成		子) 子ども育成部 子) 子育て支援部	
	148	小・中学生の遠距離通学に係る定期料金の助成		教) 学校教育部	
	149	高等学校等生徒の通学に係る交通費の助成		教) 学校教育部	
	150	市営交通における同伴幼児の無料人数拡大		交) 事業管理部	
基本 目標 3	基本 施策 1	151	【再掲】幼児教育の質的向上を図るための研修の充実	2-1	教) 学校教育部
		152	【再掲】市立幼稚園における実践研究の推進	2-1	教) 学校教育部
		153	【再掲】幼保小連携の推進	2-1, 4-2	教) 学校教育部
		154	【再掲】市立幼稚園預かり保育事業	2-1	教) 学校教育部
		155	「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進		教) 学校教育部
		156	課題探究的な学習に係るモデル研究の推進		教) 学校教育部
		157	札幌らしさを生かした学習活動の推進		教) 学校教育部
		158	「算数に一ごえプロジェクト」の推進		教) 学校教育部
		159	外国語指導助手（ALT）の活用		教) 学校教育部
		160	子どもの体力・運動能力向上事業		教) 学校教育部
		161	【再掲】民族・人権教育の推進	1-1, 1-4, 4-5	教) 学校教育部
		162	進路探究学習オリエンテーリング事業		教) 学校教育部
		163	小中連携・一貫教育推進事業		教) 学校教育部
		164	高校改革支援事業		教) 学校教育部
		165	教育の情報化推進事業		教) 生涯学習部
		166	部活動における外部人材の活用事業		教) 学校教育部
		167	少人数学級の拡大		教) 学校教育部
		168	【再掲】家庭教育支援の充実	2-2	教) 生涯学習部
		169	【再掲】スクールソーシャルワーカー活用事業	1-3	教) 学校教育部

【別紙2】第4次さっぽろ子ども未来プラン事業・取組一覧

	No	事業・取組名	関連施策	担当部
基本 施策 2	170	放課後クラブの過密化の解消		子) 子ども育成部
	171	児童会館等再整備事業		子) 子ども育成部
	172	民間児童育成会への支援事業		子) 子ども育成部
	173	児童会館・ミニ児童会館事業		子) 子ども育成部
	174	放課後児童クラブの質の確保		子) 子ども育成部
	175	放課後子ども館及び放課後子ども教室運営事業		子) 子ども育成部
	176	児童クラブにおける昼食提供		子) 子ども育成部
基本 施策 3	177	【再掲】地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）	2-2	子) 子育て支援部
	178	【再掲】区保育・子育て支援センター（ちあふる）整備事業・運営事業	2-2	子) 子育て支援部
	179	【再掲】児童虐待防止対策支援事業	1-4, 4-1	子) 児童相談所
	180	【再掲】児童家庭支援センター運営事業	2-2	子) 児童相談所
	181	民生委員・児童委員活動の支援		保) 総務部
	182	【再掲】少年健全育成推進事業（青少年育成委員会）	1-3	子) 子ども育成部
	183	【再掲】少年育成指導員による指導・相談	1-3	子) 子ども育成部
	184	少年健全育成推進事業（心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動）		子) 子ども育成部
	185	【再掲】犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業	1-3	市) 地域振興部
	186	安全で安心な公共空間整備促進事業		市) 地域振興部
	187	安全教育の充実		教) 学校教育部
	188	登下校時の安全管理		教) 生涯学習部
	189	安全・安心な道路環境の整備事業		建) 土木部
	190	【再掲】児童会館の地域交流の推進	1-3	子) 子ども育成部
	191	【再掲】子どもの居場所づくり支援事業	1-3, 4-3	子) 子ども育成部
	192	公園造成事業		建) みどりの推進部
	193	地域に応じた身近な公園整備事業		建) みどりの推進部
	194	地域と創る公園機能再編・再整備事業		建) みどりの推進部
	195	安全・安心な公園再整備事業		建) みどりの推進部
	196	【再掲】子どもの体験活動の場支援事業	1-2	子) 子ども育成部
	197	【再掲】プレーパーク推進事業	1-2	子) 子ども育成部
	198	こども劇場		子) 子ども育成部
	199	少年少女国際交流事業		子) 子ども育成部
	200	【再掲】少年健全育成推進事業（青少年育成委員会）	1-3	子) 子ども育成部
	201	子どもが読書に親しむきっかけづくりの充実		教) 中央図書館
	202	子どもの文化芸術体験事業		市) 文化部
	203	学校DEカルチャー		市) 文化部
	204	博物館活動センター事業の充実		市) 文化部
	205	ウィンタースポーツ普及振興事業		ス) スポーツ部
	206	バラスポーツクラブの運営事業		ス) スポーツ部
	207	運動部活動アスリート派遣事業		ス) スポーツ部
	208	さっぽろジュニアアスリート発掘・育成事業		ス) スポーツ部
	209	スポーツ姉妹都市交流事業		ス) スポーツ部
210	ものづくり人材育成支援事業		経) 産業振興部	
211	みらいIT人材育成事業		経) 経済戦略推進部	
212	青少年科学館展示ゾーン等整備事業		教) 生涯学習部	
213	サッポロサタデースクール事業		教) 生涯学習部	
214	自然体験活動の充実		教) 生涯学習部	
基本 施策 4	215	【再掲】若者支援施設の設置・運営	1-3	子) 子ども育成部
	216	若者の交流促進		子) 子ども育成部
	217	若者の社会参画促進		子) 子ども育成部
	218	【再掲】中学校卒業生等進路支援事業	1-3	子) 子ども育成部
	219	【再掲】若者の社会的自立促進事業	1-3	子) 子ども育成部
	220	社会体験機会創出事業		子) 子ども育成部
	221	困難を抱える若者への自立支援		子) 子ども育成部
	222	若者による課題解決プログラム事業		政) 政策企画部
	223	ひきこもり対策推進事業		保) 障がい保健福祉部
	224	【再掲】子どもの学びの環境づくり補助事業	1-3	子) 子ども育成部
	225	【再掲】相談支援パートナー事業	1-3	教) 学校教育部
	226	【再掲】教育支援センター・相談指導教室における支援の充実	1-3	教) 学校教育部
	227	困難を抱える若年女性支援事業		子) 子ども育成部



	No	事業・取組名	関連施策	担当部	
基本 施策 1	228	【再掲】各区子育て世代包括支援センター機能の強化	1-3, 2-2, 2-3	保) 保健所	
	229	心理職による相談支援体制の強化		保) 保健所	
	230	【再掲】各区子ども家庭総合支援拠点の整備	1-4, 2-2	子) 児童相談所	
	231	【再掲】子ども安心ネットワーク強化事業	1-4	子) 児童相談所	
	232	【再掲】児童相談体制強化事業	1-4	子) 児童相談所	
	233	【再掲】児童虐待防止対策支援事業	1-4, 3-3	子) 児童相談所	
	234	【再掲】(仮称)第二児童相談所整備事業	1-4	子) 児童相談所	
	235	認可外保育施設への啓発		子) 子育て支援部	
	236	DV対策普及啓発		子) 児童相談所 市) 男女共同参画室	
	237	社会的養護体制整備事業		子) 児童相談所	
	238	社会的養護自立支援事業		子) 児童相談所	
	239	里親制度促進事業		子) 児童相談所	
	240	乳児院等多機能化推進事業		子) 児童相談所	
	241	子育て短期支援事業		子) 児童相談所	
	242	養育支援員派遣事業		子) 児童相談所	
	243	児童福祉施設措置費支給事業		子) 児童相談所	
	244	児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業		子) 児童相談所	
	245	スタディメイト派遣事業		子) 児童相談所	
	246	児童養護施設職員研修事業		子) 児童相談所	
	247	児童自立生活援助事業		子) 児童相談所	
	248	母子生活支援施設の活用	4-4	子) 子育て支援部	
	基本 目標 4	249	療育支援事業		子) 児童相談所
		250	幼児教育相談の充実		教) 学校教育部
		251	特別支援教育・障がい児保育補助事業		子) 子育て支援部
252		障がい児保育巡回指導事業		子) 子育て支援部	
253		乳幼児精神発達相談		保) 保健所	
254		多様な主体の参入促進事業		子) 子育て支援部	
255		特別支援教育に関する私立幼稚園等への支援		教) 学校教育部	
256		【再掲】幼保小連携の推進	2-1, 3-1	教) 学校教育部	
257		進級による指導の充実		教) 学校教育部	
258		学びのサポーター活用事業		教) 学校教育部	
259		「個別的教育支援計画」の活用による支援の充実		教) 学校教育部	
260		肢体不自由の児童生徒への特別支援教育実施体制の拡充		教) 学校教育部	
261		放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ		子) 子ども育成部	
262		特別支援学校の教育内容の充実		教) 学校教育部	
263		児童発達支援		保) 障がい保健福祉部	
264		医療型児童発達支援		保) 障がい保健福祉部	
265		放課後等デイサービス		保) 障がい保健福祉部	
266		保育所等訪問支援		保) 障がい保健福祉部	
267		居宅訪問型児童発達支援		保) 障がい保健福祉部	
268		障がい児地域支援マネジメント事業		保) 障がい保健福祉部	
269		障害児相談支援		保) 障がい保健福祉部	
270		子ども発達支援センター(ちくたく)での支援		保) 子ども発達支援センター	
271		子どもの心の診療ネットワーク事業		保) 障がい保健福祉部	
272		子どもの補聴器購入費等助成事業		保) 障がい保健福祉部	
273	重度障がい児者等日常生活用具給付事業の拡充		保) 障がい保健福祉部		
274	医療的ケア児等の支援体制構築事業		保) 障がい保健福祉部		
275	医療的ケア児等への支援体制の拡充		教) 学校教育部		
276	公立保育所における医療的ケア児保育事業		子) 子育て支援部		
277	児童クラブにおける医療的ケア児への支援体制の充実		子) 子ども育成部		
基本 施策 3	278	【再掲】子どものくらし支援コーディネート事業	1-3	子) 子ども育成部	
	279	【再掲】子どもの居場所づくり支援事業	1-3, 3-3	子) 子ども育成部	
	280	子どもの貧困への理解の促進		子) 子ども育成部	



【別紙2】第4次さっぽろ子ども未来プラン事業・取組一覧

	No	事業・取組名	関連施策	担当部
基本 目標 4	281	ひとり親家庭等自立支援給付事業		子) 子育て支援部
	282	ひとり親家庭等日常生活支援事業		子) 子育て支援部
	283	ひとり親家庭支援センター等運営事業		子) 子育て支援部
	284	母子・婦人相談員による相談対応		子) 子育て支援部
	285	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業		子) 子育て支援部
	286	ひとり親家庭スマイル応援事業		子) 子育て支援部
	287	ひとり親家庭の目線に立った広報の展開		子) 子育て支援部
	288	母子父子寡婦福祉資金貸付事業		子) 子育て支援部
	289	【再掲】母子生活支援施設の活用	4-1	子) 子育て支援部
	290	【再掲】児童扶養手当の支給	2-4	子) 子育て支援部
	291	ひとり親家庭の保育所の優先入所		子) 子育て支援部
	292	ひとり親家庭の保育料の負担軽減措置		子) 子育て支援部
	293	市営住宅の供給における抽選倍率の優遇		都) 市街地整備部
	294	ひとり親家庭等医療費助成		保) 保険医療部
基本 施策 5	295	【再掲】共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進	1-4	子) 子ども育成部
	296	【再掲】民族・人権教育の推進	1-1, 1-4, 3-1	教) 学校教育部
	297	【再掲】障がいのある子どもとないこどもの交流及び共同学習の充実	1-1	教) 学校教育部
	298	【再掲】多文化共生推進事業	1-4, 2-2	総) 国際部
	299	帰国・外国人児童生徒支援事業		教) 学校教育部
	300	【再掲】子ども向け男女共同参画意識啓発事業	1-1	市) 男女共同参画室
	301	アイヌ伝統文化振興事業		市) 市民生活部

## 基本目標1 子どもの権利を大切にする環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
基本施策1 子どもの権利を大切にする意識の向上								
■子どもの権利の普及・啓発								
1	1-1	P54	「さっぽろ子どもの権利の日」事業	権利条例第5条で定める「さっぽろ子どもの権利の日(11月20日)」を中心とした期間に、他の子ども・子育て関連事業とも連携しながら、子どもの権利の理解向上や子どもの参加促進など、子どもの権利の普及に資する事業を実施します。	○	—	NPO団体	—
2	1-1	P54	市民と連携した普及啓発(子どもの権利啓発サポーター)	出前講座等により子どもの権利について学んだ市民に、家庭や地域で広報・普及の担い手(子どもの権利啓発サポーター)になってもらうなど、市民と連携した子どもの権利の普及啓発を進めます。	○	—	地域住民	—
3	1-1	P54	施設職員など子どもに関わる大人への普及啓発	幼稚園・保育所や児童会館など子どもに関わる施設職員等を対象として、子どもの権利の考え方について具体例を交えた解説資料等に基づき、子どもに関わる大人への普及啓発を進めます。	○	—	保育所・幼稚園・認定こども園・児童会館	—
4	1-1 1-2 1-3	P54 P58 P61	地域における子どもの参加の促進	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげていきます。	○	—	地域住民	—
5	1-1	P54	他都市との連携・交流	子ども交流事業などにより、権利条例を制定している他の自治体との連携強化を進め、取組事例の共有等を通して、札幌市の取組を発信するとともに、より効果的な取組の検討・実施につなげていきます。	—	—	—	—
■子どもの権利の理解促進(保護者)								
6	1-1	P55	乳幼児の保護者等への普及啓発	新たに保護者になる方々をはじめとして、妊娠期から乳幼児期の健診や子育てサロンなど様々な機会を捉えた働きかけを行い、幼稚園・保育所との連携も図りながら広く子どもの権利への理解が進むよう普及啓発を行います。	○	—	保育所・幼稚園・認定こども園	—
7	1-1	P55	学齢期の子どもへの普及啓発	学校等を通じた保護者向けパンフレットの配布や家庭教育学級での出前講座の実施等により、学齢期の子どもへの普及啓発を進めます。	○	○	小学校教育委員会	—
■子どもの権利の理解促進(子ども)								
8	1-1	P55	子ども向け広報等の充実	子どもの権利について子ども自身の理解の向上を図るために、子ども向け広報紙「子ども通信」等において子どもの権利に関する取組事例を発信するとともに、子どもに関わる様々な施策や事業においても、子どもにわかりやすく、親しみやすい情報発信を進めます。	○	—	小・中学校	—

当初値 (2018 年度)	2021 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和3年度(2021年度) 実施状況	令和4年度(2022年度) 実施予定
—	—	—	11月に「さっぽろ子どもの権利の日」事業として「子どもの権利せんりゅう・ポスター展」を札幌市役所、アリオ札幌、チ・カ・ホの市内3か所で開催し、せんりゅう・ポスターの入選作品を展示。併せて、優秀作品を掲載した啓発用カレンダーを作成し配布したほか、ラジオ広報番組にて子どもの権利やNPO団体の活動を紹介するなど、権利条例の普及啓発を行った。	11月に「さっぽろ子どもの権利の日」事業として、せんりゅう・ポスターの入選作品を展示する「子どもの権利せんりゅう・ポスター展」を開催。併せて、優秀作品を掲載した啓発用カレンダーを作成し、配布することで、権利条例の普及啓発を行っていく。
—	—	—	出前講座や出前授業を受けた市民に対し、広報・普及の担い手となってもらうなど、市民と連携した普及方法を検討した。	市民に家庭や地域での広報・普及の担い手となってもらうなど、市民と連携した普及啓発方法を検討していく。
—	—	—	子どもの権利広報紙「子どもの権利ニュース」や新たに作成した「乳幼児保護者向けリーフレット」のほか、各種広報物を施設職員に向けて配布するなど、広く子どもに関わる大人に向けた普及啓発を行った。	子どもの権利広報紙「子どもの権利ニュース」や「乳幼児保護者向けリーフレット」を施設職員に向けて配布するなど、子どもの権利に関わる広く子どもに関わる大人に向けた普及啓発を行っていく。
—	—	—	地域の青少年育成委員に子どもの権利の広報紙や子どもの権利啓発カレンダーを配布したほか、出前講座を行うなど、広く情報提供を行い、地域における子どもの参加等の促進につなげた。	地域における子どもの参加の実践例などの取組状況について、広く情報提供を行うことにより、地域における子どもの参加等の促進につなげていく。
—	—	—	子どもの権利条例を制定している自治体と子ども交流事業を実施し連携を図ったほか、子どもの権利の広報紙を配布し、札幌市における取組を発信した。	子どもの権利条例を制定している、自治体の子ども交流事業を実施し、まちづくりに関する情報や意見交換を行うことで、子どもの参加や意見表明を促進していく。
—	—	—	子育ての気づきを交えた乳幼児保護者向けリーフレットを、各区保健センターや保育・子育て支援センターのほか、保育所、幼稚園などの3歳児クラスの保護者に配布したほか、子育てガイドの子ども権利ページの内容改訂、子どもの権利絵本の活用など、広く子どもの権利の理解が進むよう普及啓発活動を行った。	保育所・幼稚園などと連携した、乳幼児保護者向けリーフレットの3歳児クラスの保護者の配布のほか、母子手帳や子育てガイドを活用するなど、妊娠から様々な機会を捉え、広く子どもの権利の理解が進むよう普及啓発活動を行っていく。
—	—	—	学校を通じ、小学1年生の保護者全員に向けて子どもの権利のチラシを配布し、学齢期の子ども保護者へ向けた普及啓発を行った。	学校を通じ、子どもの権利のチラシを配布するなど、保護者へ向けた普及啓発を行っていく。
—	—	—	子どもの権利の取組事例や情報について掲載した子ども向け広報紙「子ども通信」を年2回発行し、小中学校のクラスに掲示。子どもにわかりやすく親しみやすい内容となるよう、イラストや写真を活用している。	子ども向け広報紙「子ども通信」(年2回発行)等により、権利に関する取組事例や情報を発信し、子ども自身の理解促進を図っていく。



## 基本目標1 子どもの権利を大切にする環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
9	1-1	P55	子ども向け出前講座等の実施	子ども同士のグループワークや人形劇を交えた講座など、子どもにわかりやすい工夫を取り入れ、お互いの大切さに気づき、支え合いにもつながるような、子ども向け出前講座や出前授業を実施し、子どもの権利や救済に関して、子どもの具体的・実践的な理解の向上を図ります。	—	—	—	出前講座など子どもの権利に関する啓発活動件数(累計)
10	1-1 4-5	P55 P109	子ども向け男女共同参画啓発事業	子どもたちが男女共同参画の理念を理解した上で自己形成ができるよう、性別に捉われず個性を尊重することの大切さを伝える小・中学生向けパンフレットを作成し、配布します。	○	○	小・中学校 子ども未来局 教育委員会	—
<b>■子どもの権利を生かした学校教育の推進</b>								
11	1-1	P55	小・中学生向けパンフレットの活用	子ども同士の支え合い(ピア・サポート)や意見交換などの実践的な内容で、学校の授業等でも活用できるパンフレットを小中学生に配布し、子どもの権利の理解と実践のための子ども自身の学びを推進します。	○	○	小・中学校 教育委員会	—
12	1-1 1-4 3-1 4-5	P56 P65 P83 P109	民族・人権教育の推進	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践教育を行い、その成果を普及・啓発します。	○	○	市民文化局アイヌ施策課 地域団体 大学	「人間尊重の教育」を教育課程に位置付け、継続的な指導の充実を図っている学校の割合
13	1-1 1-2	P56 P58	子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動(ピア・サポート)に取り組んだりするなど、教員向け研修の実施と併せて、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。	○	○	小・中・高等学校 子ども未来局子ども の権利推進課	「人間尊重の教育」を教育課程に位置付け、継続的な指導の充実を図っている学校の割合
14	1-1 4-5	P56 P109	障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の推進	特別支援学校に在籍する子どもが自分の住む地域の小・中学校で学ぶ機会を充実させるほか、障がいのある子どもとない子どもが日常的に交流する取組を推進します。	—	—	—	—
15	1-1	P56	福祉読本の発行	心のバリアフリー(障がいのある人などへの偏見をなくし、思いやりを持って手助けしようとする考え方や行動)を学ぶための福祉読本を発行し、理解促進を図ります。	—	—	—	—

当初値 (2018 年度)	2021 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和3年度(2021年度) 実施状況	令和4年度(2022年度) 実施予定
—	49件	300件	新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども向けの子どもの権利に関する出前講座や出前授業の実施件数は当初予定から大幅に減少したが、オンライン形式での出前講座(2回実施、参加人数:60名)を行うなど、コロナ禍においても実施可能な方法を用い理解向上を図った。	子どもの権利に関する出前講座や出前授業のほか、コロナ禍においても実施可能な啓発活動を行い、子ども自身の理解促進を図っていく。
—	—	—	札幌市内の小学6年生、中学3年生向けにパンフレットを作成し、配布した。	札幌市内の小学6年生、中学3年生向けにパンフレットを作成し、配布する予定。
—	—	—	市内の小学校に通う、小学4年生、中学1年生全員に子どもの権利パンフレットを配布し、学校や教育委員会と協力し、授業での積極的な活用を進めた。	市内の小学校に通う、小学4年生、中学1年生全員に子どもの権利パンフレットを配布し、学校や教育委員会と協力し、授業での積極的な活用を進める。
100%	100%	100%	・個別の人権課題「民族教育」「子どもの権利」「性」に関する学習を窓口に、子どもが互いの個性や多様性を認め合い、心豊かにたくましく生きようとする態度を育む学級経営、学校づくりについての実践的研究を進めた。 ・人権教育の充実を図ることを目的として研究推進校を指定し、「教師自らの人間尊重の意識の向上」の視点から各学校における人権教育の充実を図った。	・引き続き、人間尊重の教育推進事業において、個別の人権課題「民族教育」「子どもの権利」「多様な性」に関する取組について実践的研究を進める。 ・札幌市学校教育の重点の基盤に「人間尊重の教育」を位置付け、教職員の意識向上、校種間の連続性のある取組、子ども自身の意識の高まりに気付く取組を各学校にて推進する。
100%	100%	100%	子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実が、各学校においてより一層図られるよう、人権教育推進事業を実施し、子どもの権利に関わる学習の研究を学校や子ども未来局等と連携して進めた。	札幌市学校教育の重点の基盤に「人間尊重の教育」を位置付け、教職員の意識向上、校種間の連続性のある取組、子ども自身の意識の高まりに気付く取組を各学校にて推進する。 子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実が、各学校においてより一層図られるよう、人間尊重の教育推進事業において、子どもの権利に関わる教育活動の研究を学校や子ども未来局等と連携して進める。
—	—	—	令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、相手校への訪問については原則延期とし、オンラインシステムを利用した交流や児童生徒が作成した作品や手紙による交流などを実施した。	新型コロナウイルス感染症の感染状況や札幌市の感染レベルの状況等を鑑み、令和4年度についても相手校への訪問については原則延期とするが、オンラインシステムを活用した交流を促進するなどしながら取組を進めていく。
—	—	—	小学4年生への配布を継続するとともに、令和2年度に作成した中学生用冊子を市内の中学3年生全員へ配布し、教育委員会や学校へ授業等での積極的な活用を依頼。	小学校4年生、中学校3年生への配布を継続し、教育委員会や学校へ授業等での積極的な活用を依頼。



## 基本目標1 子どもの権利を大切にする環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
基本施策2 子どもの参加・意見表明の促進								
■市政やまちづくりへの子どもの参加の促進								
16	1-2	P57	子ども議会	子ども議員となった子どもたちが主体的に札幌のまちづくりについて話し合い、発表する活動を通して、市政への子どもの参加及び意見表明の機会としていきます。	○	—	小・中・高等学校	—
17	1-2	P57	子どもからの提案・意見募集ハガキ	子どもが市政やまちづくりについて考えた意見や提案を広く返信用ハガキにより募集し、子どもの参加・意見表明の機会を促進するとともに、その結果を札幌市の考え方と併せて広報することにより、子どもたちの参加意識の向上を図ります。	○	—	小・中・高等学校	—
18	1-2	P57	子どもの交流・参加の促進	権利条例制定自治体など他都市の子どもたちと交流しながら、地域のまちづくりに関して体験・意見交換・発表などを行う子ども交流事業を実施し、参加した子どもたちの学びや成長の機会とするとともに、実施内容の広報により広く地域等での子どもの参加や意見表明を促進します。	—	—	—	—
19	1-2	P57	子どもからの情報発信(子どもレポーター)	行事等に参加した子ども自らが取材・編集した記事を、子ども向け広報紙「子ども通信」等に掲載して配布するなど、子どもからの情報発信の取組を進めます。	—	—	—	—
20	1-2	P57	次世代の活動の担い手育成事業	次世代のまちづくり活動の担い手を育成するため、小学生から大学生、及び地域活動の経験がない若者がまちづくり活動の大切さや必要性に気づききっかけとなるよう、若者を対象としたまちづくり活動への参加機会を拡大します。	○	—	小・中・高等学校 大学	当事業へ参加した若者の延べ人数(累計)
21	1-2	P57	SDGsをテーマとした次世代に向けた人材育成事業	高校生などの次世代を担う若者を中心に、SDGsの視点を踏まえた持続可能な都市のあり方について考え、学び、体験するワークショップを開催し、先導的役割を担う人材を育てます。	○	—	実施状況①について ワークショップデザインdescribe with、 合同会社Dialogger 実施状況②について 任意団体snug、公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会	—
22	1-2	P57	市政やまちづくりへの子どもの参加・意見表明	審議会等への子ども委員の参加や計画策定時のキッズコメントの実施のほか、子どもに関わる様々な施策や事業の実施において、子どもの主体的な参加の要素を取り入れ、市政やまちづくりへの子どもの参加・意見表明の機会を促進します。	—	—	—	—

当初値 (2018 年度)	2021 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和3年度(2021年度) 実施状況	令和4年度(2022年度) 実施予定
—	—	—	市内の小学4年生～中学2年生の子ども議員17人(小学生15人、中学生2人)、高校生のサポーター3人が参加。2つのテーマ(環境、障がい・高齢者)について議論を深めていく際、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、集合形式からオンライン形式に移行し実施。子ども議員の意見は動画にまとめ、地下歩行空間で開催された「超まちフェス」(市民自治推進課主催)の中で発表(令和4年3月6日)。また、札幌駅前通地下歩行空間の北2条広場デジタルサイネージにて、発表動画を配信(令和4年3月14～21日)。	市内の小学4年生～中学3年生の子ども議員を募る。子ども議員が、札幌のまちづくりについて話し合いや調査及び勉強会を行い、札幌市長や札幌市民に提案や意見の表明を行う。 なお、新型コロナウイルスの感染状況によって、書面会議・オンライン形式も活用していく。
—	—	—	子どもが気軽に市政やまちづくりに意見や提案をできるよう、返信用ハガキのついた資料を作成し、学校等を通して配布。令和3年度は札幌市内のみどりや公園についてをテーマに意見を募集し、その結果を札幌市の考え方と併せて子ども向け広報紙「子ども通信」で広報することで、子どもの参加や理解促進を行った。	子どもが市政やまちづくりについて考えた意見や提案を広く返信用ハガキにより募集し、その結果を札幌市の考え方と子どもの権利の広報紙で広報し、子どもの参加や理解促進を図っていく。
—	—	—	権利条例を制定している奈井江町、北広島市、長野県松本市、札幌市の子どもたちによる「4まち子ども交流」をオンライン会議ツールZoomを使用し、冬休みに実施。まちづくりに関する取組について意見交換を行い、他都市の子どもたちとの交流を図った。実施の内容は子どもの権利広報紙に掲載し、学校等に配布した。	権利条例を制定している他の自治体との連携を強化し、子どもの権利条例を制定している、奈井江町、北広島市、長野県松本市、札幌市の子どもたちによる「4まち子ども交流」を実施し、まちづくりに関する情報や意見交換を行い、子どもの参加や意見表明を促進していく。
—	—	—	子ども議会では子ども議員の意見を動画にまとめ、超まちフェスやチカホのデジタルサイネージで配信したほか、4まち子ども交流事業ではまちづくりについての自らの考えを発表するなど、子どもからの情報発信の取組を進めた。	子ども議会や子ども交流事業に参加する札幌の子どもたちが、事業当日の取材から記事の編集等を自ら行い活動を発信することで、子どもの権利の理解促進を図るとともに「子どもの参加」を促す取組を実施する。
2,798人	6,143人	5,000人	札幌市内小学校の授業の一環で「まちづくりゲーム(MaG)」を活用し、地域活動について楽しく学びながら理解を深めるための機会を設けた。	小学生、中学生、高校生、大学生などの若者に対して、それぞれの世代に応じて、小学生では授業の一環で「まちづくりゲーム(MaG)」を実施、中学生から高校生では地域活動の参加や学生の意見交換会、大学生等ではまちづくり実行委員会を組織し、まちづくり活動への理解や参加を促す取組を実施する。
—	—	—	①気候変動対策・SDGsの推進に向け、自ら行動できる実践者や担い手を育成するため、実際に自分ができることを企画し、アクションを行う人材育成プログラム「気候変動・SDGsアクションLabo」を実施した。 ・開催回数:10回、参加人数:27名 ②札幌市内の児童会館等に通う小学生を対象に、オンラインを活用した学習や発表、他グループとの交流を行う「環境教育・子どもワークショップ」を開催した。 ・開催回数:2回、参加人数:66名	①令和4年7月以降に実施予定 ②令和5年1月頃に実施予定
—	—	—	札幌市子どもの権利委員会に子ども委員3名が参加しているほか、各区局で実施している子どもの参加等の取組状況について調査し、その結果を庁内において情報共有することで、子どもの参加や意見を反映する取組の推進につなげた。	子どもの権利委員会への子ども委員の参加のほか、子どもが大きくかわる施策や事業を実施する際や、計画策定時にはキッズコメントやアンケート、ワークショップを実施するなど、市政やまちづくりへ子どもの参加や意見を反映する取組を促進する。



## 基本目標1 子どもの権利を大切にする環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
<b>■子どもが関わる施設や学校における子どもの参加の促進</b>								
23	1-2	P58	児童会館子ども運営委員会の拡充(わたしたちの児童会館づくり事業)	子どもたちが、児童会館やミニ児童会館の運営等に主体的・積極的に参加する子ども運営委員会などの仕組みづくりを全館で行い、参加・意見表明の促進とともに、地域への愛着やまちづくりへの関心を育みます。	○	—	児童会館 地域住民	—
24	1-2	P58	子ども関連施設における子どもの参加の促進	子ども関連施設において、子ども運営委員会などの子どもの主体的な参加や活動、地域の大人と子どもの交流が広がるよう働きかけるとともに、こうした取組事例の広報等を通して子どもの参加を促進します。	○	—	小学校や児童会館などの子ども関連施設	—
25	1-1 1-2	P56 P58	【再掲】子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動(ピア・サポート)に取り組んだりするなど、教員向け研修の実施と併せて、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。	○	○	子ども未来局(子どもの権利推進課)	「人間尊重の教育」を教育課程に位置付け、継続的な指導の充実を図っている学校の割合
<b>■地域における子どもの参加の促進</b>								
26	1-1 1-2 1-3	P54 P58 P61	【再掲】地域における子どもの参加の促進	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子ども参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげていきます。	○	—	地域住民	—
27	1-2	P59	未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	自治基本条例の目的として掲げられた「市民が主役のまちづくりを進めるため、身近な地域のまちづくり活動の支援を行います。また、子どもたちにまちづくりの楽しさや必要性について理解を深めてもらうため、「子どもまちづくり手引書」を作成し、希望する小学校へ配布します。	○	○	まちづくり活動等を行う地域団体 小学校 各区 各まちづくりセンター	—
28	1-2	P59	少年団体活動促進事業	子ども会など少年団体の活動支援や活発化を図り、様々な体験活動を通して、子どもの自主的な社会参加、連帯意識の向上を促し、青少年活動を担う人材を育成します。	○	—	青少年活動を支援する地域団体	少年団体加入者数

当初値 (2018 年度)	2021 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和3年度(2021年度) 実施状況	令和4年度(2022年度) 実施予定
—	—	—	児童会館全館で子ども運営委員会を設置し、館のルール作りや児童会館行事等、子どもたちの声を児童会館の運営に反映させた。	引き続き、児童会館全館で子ども運営委員会を設置し、館のルール作りや児童会館行事等、子どもたちの声を児童会館の運営に反映させる。
—	—	—	札幌市における子どもの主体的な参加や活動、取組事例を紹介した子どもの権利広報紙を子ども関連施設に配布し、子どもの参加を促進した。	子ども関連施設における子どもの主体的な参加や活動、地域の大人との交流などの取組事例を、大人向け広報紙「権利ニュース」で広め、子どもの参加を促進する。
100%	100%	100%	子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実が、各学校においてより一層図られるよう、人権教育推進事業を実施し、子どもの権利に関わる学習の研究を学校や子ども未来局等と連携して進めた。	札幌市学校教育の重点の基盤に「人間尊重の教育」を位置付け、教職員の意識向上、校種間の連続性のある取組、子ども自身の意識の高まりに気付く取組を各学校にて推進する。子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実が、各学校においてより一層図られるよう、人間尊重の教育推進事業において、子どもの権利に関わる教育活動の研究を学校や子ども未来局等と連携して進める。
—	—	—	地域の青少年育成委員に子どもの権利の広報紙や子どもの権利啓発カレンダーを配布したほか、出前講座を行うなど、広く情報提供を行い、地域における子どもの参加等の促進につなげた。	地域における子どもの参加の実践例などの取組状況について、広く情報提供を行うことにより、地域における子どもの参加等の促進につなげていく。
—	—	—	・各区の課題やニーズに基づき、市民の参加により行われるまちづくり活動に対し、各区の裁量によって支援を行った。 ・小学3年生を対象とした副教材「子どもまちづくり手引書」を作成し、子どもたちが自らできるまちづくり活動やその取組方法などを紹介。この手引書を授業で活用することにより、子どもたちがまちづくりについて考えるきっかけとってもらった。	・各区の課題やニーズに基づき、市民の参加により行われるまちづくり活動に対し、各区の裁量によって支援を行う。 ・小学3年生を対象とした副教材「子どもまちづくり手引書」を作成し、子どもたちが自らできるまちづくり活動やその取組方法などを紹介する。この手引書を授業で活用してもらうことにより、子どもたちがまちづくりについて考えるきっかけとする。
28,542名	16,114名	29,000名	・新型コロナウイルス感染症の影響により、少年団体加入者数は減少。加入促進に向け、市内小学校、児童会館・ミニ児童会館に配布される「エコチル」に各団体の告知記事を掲載。市内の児童に対し、広く団体のPRを行った。 ・子どもの活動等の中心としてふさわしい資質をもったジュニアリーダーを育成する研修を実施。基本研修は56回行い、受講者は延べ887名であった。新型コロナウイルス感染症の影響により受講者数は減少したが、感染状況に応じて、自宅学習やオンラインによる研修のほか、集合形式の研修を実施し、子どもたちの自主性や協調性を高めることができた。	・新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮しつつ、子ども会など少年団体の活動支援や活発化を図る。 ・様々な体験活動を通して、子どもの自主的な社会参加、連帯意識の向上を促し、青少年活動を担う人材を育成する。

## 基本目標1 子どもの権利を大切にする環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
29	1-2 3-3	P59 P90	子どもの体験活動の場支援事業	旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパーク等の多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「Coミドリ(こみどり)」の運営を支援します。	○	○	地域住民 公益社団法人札幌市子ども会育成連合会	「Coミドリ」年間来館者数
30	1-2 3-3	P59 P90	プレーパーク推進事業	子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的に、地域住民等が規制を極力排除した公園等で開催・運営する「プレーパーク」を進めます。	○	○	地域住民 公益財団法人札幌市公園緑化協会	プレーパークの年間参加者数
基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり								
■子どもの安心と学びのための環境づくり								
31	1-3	P60	子どもの権利救済に関する普及啓発(子どもアシストセンター)	各種広報や出前講座を通して、相談窓口の周知とともに、子ども同士の相互理解や子どもの不安への保護者等の気づき・声かけの意識向上を図り、子どもが安心して暮らせる環境づくりを進めます。	○	○	教育委員会 小・中・高等学校 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 等	—
32	1-3 1-4	P60 P64	学校における教育相談体制の充実	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に、学校が一体となってきめ細かく対応することができるよう、研修などを通じて、教育相談に関する教員の能力や、学校の組織力の向上を図ります。	—	—	—	—
33	1-3	P60	スクールカウンセラー活用事業	子どもや保護者がカウンセリングを受けることで、友人関係の悩みや登校への不安を和らげることができるように、専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーの一層の効果的な活用を進めます。	—	—	—	悩み等があるとき、誰かに相談できる児童生徒の割合



当初値 (2018 年度)	2021 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和3年度(2021年度) 実施状況	令和4年度(2022年度) 実施予定
17,870人	5,373人	20,000人	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、5月3日～7月11日、8月27日～9月30日まで休館した。 適切な感染防止対策を講じてプレーパーク(年間143日実施)や多様な体験プログラムを提供するとともに、花壇等を利用して多世代交流、地域連携事業を実施(子どもの体験活動の場及び多世代交流、地域連携事業:年間86回実施)。	新型コロナウイルスの感染状況に配慮しながら、プレーパーク(金土日及び市立小学校長期休み期間の水～日祝実施)や多様な体験プログラムを提供するとともに、花壇等を利用して多世代交流、地域連携事業を実施予定。
4,750人	3,461人	6,000人	・プレーパークの普及啓発事業として、出前講座を1回、出張プレーパークを1回、プレーパーク体験イベント及びイベントへのブース出展を11回実施。 ・プレーパークを開催・運営する市民団体に活動支援を実施。(相談対応窓口の設置/プレーリーダーの派遣(160名)/開催周知用チラシ・ポスターの印刷(7,553枚)/開催に必要な道具の貸出(57回)) ・プレーリーダー研修会及びプレーパークのリスクマネジメント講習会をそれぞれ1回実施。	・プレーパークの普及啓発事業として、出前講座、出張プレーパーク、プレーパーク体験イベント及びイベントへのブース出展を実施(年間計14回程度)。 ・プレーパークを開催・運営する市民団体への活動支援を実施。(相談対応窓口の設置/プレーリーダーの派遣/開催周知用チラシ・ポスターの印刷/開催に必要な道具の貸出) ・プレーリーダー研修会、安全管理講習会、プレーパークの活動報告会・意見交換会の実施。
—	—	—	広報物 ・相談カード:全小学生、全中学生・全高校生 ・子ども向けチラシ:小学1年生、小学4年生、中学1年生 ・大人向けステッカー:各区役所、各公共施設、市内保育施設、児童会館等 出前講座 ・あしすと出前講座:北海道青少年育成協会(1回実施) ・あしすと子ども出前講座:児童会館を利用する子ども(新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施せず)	周知用カード(小中学生・高校生全員)及びチラシ(小学1、4年生、中学1年生)の配布に加え、市内在住の中高生を対象にLINE広告を発信し、LINE友達登録者数の増加を目指す。 また、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえて、出前講座及び子ども出前講座の実施を検討する。
—	—	—	・教育相談室では、電話と来所による相談を実施。保護者の同意の下、在籍校に相談内容を伝え、関係機関との連携等を含めた支援の手立てについて助言した。 ・校長、教員対象の研修講座を実施。子ども同士の関わり合いを育むピア・サポートの研修も継続して実施した。 ・校内研修時には、不登校の未然防止や初期対応の取組を紹介するなど、指導・助言を行った。	・教育相談室では、保護者の同意の下、支援の手立てや関係機関との連携等について学校に助言する。 ・教員研修では、学校における教育相談体制の在り方に関する内容、また、子ども同士の関わる力を高めるピア・サポートについての研修を継続して実施する。 ・校内研修会では、不登校支援や不登校の未然防止について計画的・組織的に取り組むよう指導、助言を行う。
—	92.3%	96%	小中一貫した支援につなげるため、同じ中学校区内にある小・中学校を、できる限り共通のスクールカウンセラー(以下「SC」という。)が担当できるよう配置を工夫したほか、各学校に積極的なSC活用を働きかけた結果、令和3年度は45,232件の相談があった。 新型コロナウイルス感染症に係る対応では、教職員とSCが連携して児童生徒の心のケアに取り組んだほか、ストレス対処に関する授業にSCが参加するなど、子どもの状況を理解する機会の充実や、相談しやすい環境づくりに努めた。	同じ中学校区内にある小・中学校に共通のSCを配置するなどの工夫を一層進め、進学後も児童生徒やその保護者が同じSCに相談できる環境を整備し、小中一貫した継続的支援に繋げていく。

## 基本目標1 子どもの権利を大切にする環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
34	1-3 3-4	P60 P93	教育支援センターにおける支援の充実	不登校児童生徒が仲間と共に学習や体験活動に取り組むことで、学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。また、保護者交流会などを開催し、保護者の不安解消を図ります。	—	○	子ども未来局子どもの権利推進課	相談指導教室や教育支援センターにおける不登校状況の年間改善率
35	1-3 3-4	P60 P93	相談支援パートナー事業	不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うために、相談支援パートナー等を配置し、不登校の状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組めます。	○	—	地域住民	状況改善率(相談支援パートナー等が対応・支援を行ったうち、登校状況に改善が見られた児童生徒の割合)
36	1-3	P60	いじめ対策・自殺予防事業	アンケート調査の実施や相談窓口及び教員研修の充実により、いじめや自殺関連行動等の未然防止や早期発見などにつなげます。	○	○	札幌法務局人権擁護部 北海道警察生活安全全部少年課 札幌市青少年育成委員会 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 北海道フリースクール等ネットワーク	悩み等があるとき、誰かに相談できる児童生徒の割合
37	1-3	P60	子どもの学びの環境づくり補助事業	学校以外の子どもの学びの環境づくりを進めるため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールなど民間施設に対する支援を行います。	○	△	フリースクールを運営するNPO法人等	フリースクールなど民間施設事業費補助団体数
38	1-3	P60	札幌まなびのサポート事業	就学援助世帯及び生活保護世帯の中学生に対し、「貧困の連鎖」を防ぐために、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援を実施します。	○	○	学習支援員(主に地域の大学生)教育委員会	事業参加者の高校等進学率
39	1-3	P61	(仮称)学びの支援総合センター事業	障がいや不登校、日本語習得の困難さなどにより、個別に特別な支援を必要とする子どもへの相談・支援を総合的に行う体制を整備し、対象となる児童生徒への支援の充実を図ります。	—	○	総務局国際部 札幌国際プラザ	相談者が「相談できてよかった」と感じている割合



当初値 (2018 年度)	2021 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和3年度(2021年度) 実施状況	令和4年度(2022年度) 実施予定
59%	60%	60%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校対策相談指導員の交流研修や、施設名称の統一により、多くの子どもが通いやすい施設となるような活動を試行した。</li> <li>・市内小中学校の不登校児童生徒保護者の交流会を年2回実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で1回の実施となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの不登校児童生徒が、通室しやすくなるよう教育支援センターの活動開始と終了の時刻を統一し、どの施設でも多様なニーズに応え、柔軟な支援ができるようにする。</li> <li>・市内小中学校の不登校児童生徒保護者の交流会を年2回実施する。</li> </ul>
89%	73%	90%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校や不登校の心配のある児童生徒に対し、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、モデル校(小学校40校)における相談支援パートナーの活用について効果検証を行った。</li> </ul>	<p>小学校8校に相談支援リーダーを、全中学校及び中等教育学校に相談支援パートナーを配置し、不登校や不登校の心配のある児童生徒への支援を継続するとともに、モデル校を小学校100校に拡充し、早期段階における相談支援パートナーの活用について効果検証を行う。</p>
—	92.3%	96%	<p>市立学校の全児童生徒を対象として「悩みやいじめに関するアンケート調査」及び、子ども理解に関する教員研修を実施したほか、いじめや思春期における悩みに関する相談を行う少年相談室において、児童生徒やその保護者から様々な悩みの相談を受けた。また、文部科学省による「24時間子供SOSダイヤル」と連携し、24時間相談を受け付ける体制を維持した。</p> <p>小学校4年生以上の児童生徒への相談窓口紹介カードの配布を継続することに加え、令和3年度は、1人1台端末からも相談窓口を参照できるようにするなど、相談窓口の周知方法の拡充を図った。</p>	<p>アンケート調査を継続実施し、調査結果の分析内容等を各学校に周知することで、いじめの問題等への適切な対処につなげるほか、少年相談室における相談対応や相談窓口の周知、子ども理解に関する教員研修を継続し、悩みを抱える児童生徒やその保護者からの相談に適切に対応する。</p>
9団体	11団体	10団体	<p>令和3年度は11団体への補助を行い、通所する子どもたちの学習環境の充実へと繋げた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、9団体に対して衛生用品・備品等の購入に関する補助を行った。</p>	<p>前年度と同程度の予算規模で実施予定。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に対する補助金についても、引き続き実施予定。</p>
100%	99.4%	100%	<p>本事業については、生活保護受給世帯及び就学援助利用世帯の中学生を対象に市内40会場(約15名/会場)で600名程度の受け入れを見込み実施した。その結果、476名が本事業へ参加し、年度末まで参加した中学3年生の高校等進学率は99.4%であった。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大により、個別学習支援の開始時期を当初の予定から1か月延期し、7月開始としたほか、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置期間中は個別学習支援を中止した。</p>	<p>個別学習支援の開始時期について、例年は6月としていたが、令和4年度より、前年度継続者は4月開始、新規参加者は5月開始とした。引き続き、市内40会場(約15名/会場)で600名程度の受け入れを見込んでいる。</p>
—	99%	100%	<p>障がいや不登校などの特別な支援を必要とする子ども及び帰国・外国人児童生徒の適応への相談・支援を総合的に行う体制を整備し、対象となる児童生徒への支援の充実を図るため、11月から帰国・外国人児童生徒の日本語の困りに対する教育相談(本人の「日本語習得の課題」や「障がい・発達の課題」等について)を試行実施し、令和4年度からの「札幌市学びの支援総合センター」の設置に向けて取り組んだ。</p>	<p>従来の不登校や発達に係る相談に加え、帰国・外国人児童生徒の日本語の困りに対して、日本語能力判定コーディネーターを配置し、日本語の能力のアセスメントを通して、帰国・外国人児童生徒に対する教育相談・支援の充実を図る。</p>

## 基本目標1 子どもの権利を大切にする環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
40	1-3	P61	公立夜間中学設置検討事業	様々な事情により、学校に行かないまま中学を卒業した方や小・中学校での就学機会が得られなかった方などに対し、「学び直しの場」を提供するため、公立夜間中学の開設を目指します。	○	○	自主夜間中学 公益財団法人など 子ども未来局子ども育成部札幌市若者支援総合センター	—
41	1-3 3-4	P61 P92	若者の社会的自立促進事業	高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、学習相談及び学習支援を実施します。	○	—	学習支援に取り組むNPO団体	—
42	1-3 3-4	P61 P92	若者支援施設の設置・運営	若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5か所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行います。	—	—	—	—
43	1-3 3-4	P61 P92	中学校卒業業者等進路支援事業	中学校及び高校卒業時、または高校中退時に進路が未定で、社会的自立に不安のある生徒が困難を有する状態に陥ることを未然に防止するため、若者支援総合センターへつなげ、就労支援や学び直し支援を実施します。	○	—	市内中学校及び高等学校	—
<b>■子どもが安心して暮らせる地域づくり</b>								
44	1-3 3-3 4-3	P61 P89 P106	子どもの居場所づくり支援事業	地域全体で子どもたちを見守る環境を充実させ、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂」などの活動について、運営経費を補助します。	○	—	子ども食堂等運営団体 子どもコーディネーター	支援により、新たに居場所づくりに取り組んだ、又は機能や機会を増やした団体(累計)
45	1-3 3-3	P61 P89	児童会館の地域交流の推進	子どもの社会性を育む機会を創出するため、地域公開日の設定、複合化後の施設間の調整により、多世代交流の促進や地域との相互理解につながる事業を展開します。	○	—	児童会館	—
46	1-1 1-2 1-3	P54 P58 P61	【再掲】地域における子どもの参加の促進	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげていきます。	○	—	地域住民	—



当初値 (2018 年度)	2021 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和3年度(2021年度) 実施状況	令和4年度(2022年度) 実施予定
-	-	-	令和4年4月の開校に向けて、教育課程の詳細な検討や市民説明会の実施、生徒募集など、具体的な準備を進めた。 【説明会】 ・市民説明会 8/21(土)13:30~16:30 参加人数:174名※うちオンライン110名 ・入学対象者向け学校説明会 9/26(日) 14:00~15:00 参加人数:78名 9/29(水) 18:00~19:00 参加人数:38名 【生徒募集期間】 ・4月入学生:9/26(日)~12/25(土) ・5月以降入学生は1月から8月末までの受付	令和4年4月19日に新入生66人を迎えて開校し、様々な事情で十分に義務教育を学べなかった方々に学びを提供している。なお、上半期については随時入学を可能としている。
-	-	-	進路や進学悩みを持つ高校中退者等に対し、延べ266件の学習相談に応じるとともに、市内7会場において高卒認定資格取得及び高校等入学に向けた学習支援を実施した。 学習支援には42名が参加し、うち9名が高卒認定資格を取得した。	札幌市若者支援総合センターを中心として、若者活動センター及び協力団体会場において学習相談・学習支援を実施する。
-	-	-	市内5カ所の若者支援施設を運営し、支援事業、貸室事業、若者の居場所づくり等を行った。 ・若者登録者数:8,136人 ・延べ利用者数:105,806人	市内5カ所の若者支援施設を運営し、自立支援、貸室事業、若者の居場所づくり等の各事業を行う。
-	-	-	進路支援員1名を配置し、市内の全中学校へ訪問し事業の周知及び協力依頼を行ったほか、中学校及び高等学校からの依頼により生徒本人及び保護者からの進路相談に応じ、15名が就労・進学等の進路決定に至った。	札幌市若者支援総合センターに進路支援員を1名配置し、学校訪問や進路相談等に応じる。
-	43団体	40団体	・子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体に対し、活動にかかる経費の一部を補助する事業を実施(14団体に1,247千円)。 ・令和3年度より、子ども食堂等が居場所や訪問により子どもの見守りを行う活動の経費を補助する事業を実施(5団体に1,322千円)。 ・子どもコーディネーターが子ども食堂等に巡回し(R3年度までに40団体)、子どもの居場所における見守りに関する助言等を行った。 ・市ホームページに札幌市内の子ども食堂等一覧を掲載した。	・子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体の活動経費の一部の補助と、子ども食堂等が居場所や訪問により子どもの見守りを行う活動の経費を補助する事業を実施。 ・子どもコーディネーターの子ども食堂等への巡回を継続し、運営団体との連携を強化する。 ・ホームページを活用し、運営団体及び市民に対し、子どもの居場所づくり活動に関する情報提供を行う。
-	-	-	多世代交流施設である東雁来児童会館をH29年12月に開設し、コーディネーターを配置している。また、令和3年度開設した中央児童会館にも、地域連携事業を企画・運営するためのコーディネーターを配置。 その他の児童会館107館においても、地域公開日を実施した。	引き続き、コーディネーターの配置及び地域公開日を設け、多世代交流の促進等に努める。
-	-	-	地域の青少年育成委員に子どもの権利の広報紙や子どもの権利啓発カレンダーを配布したほか、出前講座を行うなど、広く情報提供を行い、地域における子どもの参加等の促進につなげた。	地域における子どもの参加の実践例などの取組状況について、広く情報提供を行うことにより、地域における子どもの参加等の促進につなげていく。

## 基本目標1 子どもの権利を大切にする環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
47	1-3 3-3	P62 P88	少年健全育成推進事業 (青少年育成委員会)	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を組織(90地区・1,800人)し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進します。	○	○	地域の青少年育成委員会 各区地域振興課	—
48	1-3 3-3	P62 P88	少年育成指導員による指導・相談	子どもの問題行動に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけをお子に、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みごと等の相談アドバイスに努めます。	○	○	教育委員会 札幌市学校教護協会	—
49	1-3 3-3	P62 P89	犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業	地域の協力家庭が登録し、子どもが事件に巻き込まれそうになった際に駆け込み、助けを求める「子ども110番の家」等を行う団体に対して支援を行うことで、犯罪被害を最小限に止める体制づくりの充実を図ります。	○	○	町内会 PTA	子ども110番の家の取組を活用した防犯訓練の実施回数(累計)
■安心して子育てできる環境づくり(困難への気づき・相談支援)								
50	1-3 4-3	P62 P106	子どものくらし支援コーディネート事業	地域を巡回し、困りごとを抱えた子どもや家庭を早期に把握して、必要な支援につなげる子どもコーディネーターを配置し、学校や児童会館、民生委員・児童委員など子どもに関わる様々な関係者と連携体制を構築します。	○	○	児童会館 若者支援施設 小・中・高等学校 家庭児童相談室 子ども食堂 民生委員・児童委員等	コーディネーターの巡回対象地区
51	1-3 3-1	P62 P84	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーが、児童生徒を取り巻く環境(家庭、学校等)に働きかけたり、関係機関等と連携したりするなどして、いじめや不登校、暴力行為、児童虐待などの解決に向けた支援を行います。	—	—	—	スクールソーシャルワーカー(有資格者)の相談件数
52	1-3 1-4 2-3	P62 P65 P76	妊婦支援相談事業	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	—
53	1-3 1-4 2-3	P62 P65 P76	初妊婦訪問事業	初妊婦を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	初妊婦訪問事業実施率



当初値 (2018 年度)	2021 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和3年度(2021年度) 実施状況	令和4年度(2022年度) 実施予定
—	—	—	令和3年4月1日時点で1,599人の青少年育成委員会委員を任命。青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進した。	前年度と同程度の規模で実施予定。
—	—	—	令和3年度実績 ・指導件数:4,643件、声かけ件数:26,618件	少年育成指導員14名を配置し、巡回指導及び相談対応を行う。(子ども未来局4名、各区地域振興課10名)
4件	0件	10件	実施団体からの申請により登録者の見舞金補償保険への加入、表示ステッカー及び対応の手引き、登録者マップの作成配布を行った。子どもの駆け込み訓練については新型コロナウイルスの影響により中止した。	実施団体からの申請により登録者の見舞金補償保険への加入、表示ステッカー及び対応の手引き、登録者マップの作成配布を行う。子どもの駆け込み訓練については6月に中央区・厚別区・豊平区・清田区の4区合同で実施済。
6区30地区	10区87地区	10区87地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援につなぐ、重層的な見守りへとつなげる事業を実施。</li> <li>・令和3年4月からコーディネーターを2名増員し、7人体制で、巡回対象地区を市内全地区に拡大して事業を実施。</li> <li>・相談受理件数:293件、継続見守りケース数:687件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度に引き続き7人体制で市内全地区に巡回し事業を実施。</li> <li>・引き続き、児童会館や民間学童、子ども食堂などの地域の民間支援団体に積極的に巡回し、関係機関との連携、必要な支援へのつなぎ、見守りを行っていく。</li> </ul>
239人	535人	1,000人	支援が必要な子どもを早期に発見するため、小学校を巡回する巡回スクールソーシャルワーカー(以下「巡回SSW」という。)が受けた相談件数は1,316件であり、そのうち16件についてはスクールソーシャルワーカー(有資格者)派遣につながった。その他の件については、巡回SSWが、教員経験者としての知見を生かした助言を行い、問題の解決に導くことができた。	引き続き、巡回SSWの訪問等により、支援を要する子どもの早期発見に努めるとともに、既に支援を受けている家庭の状況を継続的に把握し、児童相談所や家庭児童相談室、警察等の関係機関との連携を強め、問題を抱える子どもを支援する体制を一層整えていく。
—	—	—	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に母子保健相談員や保健師等が面接を実施。妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援を行った。	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に母子保健相談員や保健師等が面接を実施。妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援する。
42.2%	64.3%	65%	初妊婦を訪問。妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、実技指導を含めた育児に関する知識や子育て情報などを提供。	初妊婦を訪問。妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、実技指導を含めた育児に関する知識や子育て情報などを提供する。

## 基本目標1 子どもの権利を大切にする環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
54	1-3 2-3	P62 P76	産後ケア事業	家族等から十分な援助が受けられず、かつ、心身の不調又は育児不安等がある産婦に対し、助産所において心身の休養の機会を提供し育児に関する助言指導等を行います。	○	○	助産所等 各区健康・子ども課	-
55	1-3 2-3	P63 P77	乳幼児健康診査	区保健センターにおいて4か月児、10か月児(再来)、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対する健康診査を実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	-
56	1-3 2-2 2-3 4-1	P63 P73 P75 P97	各区子育て世代包括支援センター機能の強化	各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員を各区に配置の上、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。	○	○	医療機関、保育園・幼稚園、NPO法人等 各区健康・子ども課	-
基本施策4 子どもの権利侵害からの救済								
■子どもの権利侵害に関する相談・救済								
57	1-4	P63	子どもの権利の侵害からの救済(子どもアシストセンター)	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップが踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図ります。また、子どもたちが気軽に相談しやすくなるように、相談事例の紹介や相談員が出向いて行う出前講座等を通して、身近に感じてもらえる相談窓口を目指します。	○	○	各学校 児童相談所 札幌法務局 等	-
58	1-4	P64	子どもアシストセンター「LINE」相談事業	より多くの子どもの声をくみ取ることができるように、子どもアシストセンターの新たな相談方法として無料通信アプリ「LINE」を導入します。	-	-	-	LINEでの相談件数
59	1-3 1-4	P60 P64	【再掲】学校における教育相談体制の充実	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に、学校が一体となってきめ細かく対応することができるよう、研修などを通じて、教育相談に関する教員の能力や、学校の組織力の向上を図ります。	-	-	-	-



当初値 (2018 年度)	2021 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和3年度(2021年度) 実施状況	令和4年度(2022年度) 実施予定
-	-	-	家族等から十分な援助が受けられず、かつ、心身の不調又は育児不安等がある産婦に対し、助産所において心身の休養の機会を提供。育児に関する助言指導等を行った。	家族等から十分な援助が受けられず、かつ、心身の不調又は育児不安等がある産婦に対し、助産所において心身の休養の機会を提供。育児に関する助言指導等を行う。
-	-	-	1 4か月児健康診査 対象数:11,940名 受診数:11,725名 2 10か月児(再来)健康診査 ※新型コロナウイルス感染拡大状況を受け、令和3年度中は集団形式での実施を中止。 3 1歳6か月児健康診査 対象数:12,532名 受診数:12,119名 4 3歳児健康診査 対象数:13,197名 受診数:12,625名 5 5歳児健康診査 受診数:739名 希望者のみが対象であるため、対象数は計上せず。	①4か月児健康診査 実施予定回数(年度当初):369回 ②10か月児(再来)健康診査 新型コロナウイルス感染拡大状況を受け、令和4年度中は集団形式での実施を中止。 ③1歳6か月児健康診査 実施予定回数(年度当初):362回 ④3歳児健康診査 実施予定回数(年度当初):357回 ⑤5歳児健康診査 予約制で1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査と同日で開催。
-	-	-	心理相談員を増員(4名8区から6名10区配置)し、ハイリスク家庭へのアウトリーチや関係機関との連携などを通じ、継続的な支援を行うことにより、心理相談体制の強化を図り、妊娠期から出産期にわたる切れ目のない支援の更なる充実を図った。	心理相談員を増員(6名10区から9名10区配置)し、ハイリスク家庭へのアウトリーチや関係機関との連携などを通じ、継続的な支援を行うことにより、心理相談体制の強化を図り、妊娠期から出産期にわたる切れ目のない支援の更なる充実を図る。
-	-	-	相談件数 ・実相談件数:948件、延べ相談件数2,886件、調整活動件数32件、救済の申立て件数1件 出前講座 ・あしすと出前講座:北海道青少年育成協会(1回実施) ・あしすと子ども出前講座:児童会館を利用する子ども(新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施せず) 【関係機関との連携】 ・官民20機関が参加する「子どものための相談窓口連絡会議」を開催(7月書面開催、3月オンライン開催)	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップが踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図っていく。
38件	736件	1,000件	LINEの個人情報管理に係る問題の発生を受け、令和3年3月26日から令和3年7月7日までLINE相談を休止した。 ・友達登録件数:656人※ブロックは除く ・LINE相談件数:736件	引き続きLINE相談を通年で実施するとともに、学校の長期休業明けなど、環境の変化で子どもが悩みを抱えやすい時期にLINE友達登録者への情報発信を行い、現に悩みを抱える子どもへの働きかけを行う。
-	-	-	・教育相談室では、電話と来所による相談を実施。保護者の同意の下、在籍校に相談内容を伝え、関係機関との連携等を含めた支援の手立てについて助言した。 ・校長、教員対象の研修講座を実施。子ども同士の関わり合いを育むピア・サポートの研修も継続して実施した。 ・校内研修時には、不登校の未然防止や初期対応の取組を紹介するなど、指導・助言を行った。	・教育相談室では、保護者の同意の下、支援の手立てや関係機関との連携等について学校に助言する。 ・教員研修では、学校における教育相談体制の在り方に関する内容、また、子ども同士の関わる力を高めるピア・サポートについての研修を継続して実施する。 ・校内研修会では、不登校支援や不登校の未然防止について計画的・組織的に取り組むよう指導、助言を行う。

## 基本目標1 子どもの権利を大切にする環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
60	1-4	—	ヤングケアラー支援推進事業	潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげていくため、関係職員に向けた研修等による理解促進、ヤングケアラーが気軽に相談できる場の提供、広く市民に対する普及啓発を実施します。	○	○	子どもの権利総合推進本部 中・高・中等教育・特別支援学校	—
<b>■児童虐待への対応</b>								
61	1-4 2-2 4-1	P64 P73 P97	各区子ども家庭総合支援拠点の整備	各区保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」の機能を整備し、身近な地域における相談支援体制やその専門性を強化することにより、子どもが健やかに育つまちづくりを進め、児童虐待の発生を予防します。	○	○	要保護児童対策地域協議会構成機関 子ども未来局各部 保健福祉局総務部、障がい保健福祉部、保健所 ほか	子ども家庭総合支援拠点の整備
62	1-4 4-1	P64 P97	子ども安心ネットワーク強化事業	増加傾向にある虐待通告や養護相談に対し、迅速かつ適切に対応するため、子ども安心ホットラインを運営するとともに、児童相談所と児童家庭支援センターの連携により、相談体制を強化します。	○	—	児童家庭支援センター	児童家庭支援センター設置数
63	1-4 4-1	P64 P97	児童相談体制強化事業	児童虐待防止対策体制の強化及び社会的養育の推進に向け、新たな児童相談体制強化プランを策定するとともに、計画的な体制強化に取り組みます。	—	—	—	第3次札幌市児童相談体制強化プランの策定
64	1-4 4-1	P64 P97	(仮称)第二児童相談所整備事業	増加する虐待通告や法令改正等に対応するため、相談支援拠点としての第二児童相談所を整備し、児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応や、関係機関及び各区との連携強化など、相談体制の強化につなげます。	—	—	—	(仮称)第二児童相談所設置
<b>■権利侵害を起こさない環境づくり</b>								
65	1-4 4-5	P64 P109	共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進	障がいや国籍、性別を始め、個々の多様性を尊重するとともに必要な配慮や支援を行うという基本的な人権理解の視点から、子どもの権利の理解を促進し、広く子ども同士や子どもに関わる大人の相互理解と配慮に基づく人権意識の向上を図ります。	—	○	市文化局男女共同参画課 教育委員会 保健福祉局地域保健・母子保健担当課	—
66	1-1 1-4 3-1 4-5	P56 P65 P83 P109	【再掲】民族・人権教育の推進	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践教育を行い、その成果を普及・啓発します。	○	○	市民文化局アイヌ施策課 地域団体 大学	「人間尊重の教育」を教育課程に位置付け、継続的な指導の充実を図っている学校の割合



当初値 (2018 年度)	2021 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和3年度(2021年度) 実施状況	令和4年度(2022年度) 実施予定
—	—	—	<p>中高生、学校に対し、普及啓発も兼ねたヤングケアラーの実態調査を実施。調査結果を踏まえ、具体的な支援策や支援に向けた仕組みづくりの検討を進めた。</p> <p>早期発見の取組につなげるため、先進的な取組を実施している神戸市と連携したセミナーを実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期発見し、支援につなげるための仕組みづくりの推進</li> <li>・相談機能の兼ねた、当事者同士が気軽に悩みを打ち明け、交流・情報交換し合えるピアサポートの実施</li> <li>・早期発見、支援につなげるための関係職員等に向けた研修の実施</li> <li>・パンフレットなどを用いた普及啓発の実施</li> </ul>
未設置	未設置	設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会としての活動(市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施)</li> <li>・支援対象児童に係る支援活動</li> <li>・子ども家庭総合支援拠点の設置標榜に向けた検討を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども家庭総合支援拠点の設置</li> <li>・要保護児童対策地域協議会としての活動(市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施)</li> <li>・支援対象児童に係る支援活動</li> </ul>
4か所	5か所	6か所	<p>電話相談員11名により、夜間休日のほか平日日中を含めた24時間体制で電話相談を実施。</p>	<p>夜間休日のほか平日日中を含めた24時間体制で電話相談を実施する予定。</p>
—	策定	策定	<p>「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき、児童福祉司等の専門職員を計画的に配置するほか、特定任期付職員として法務専門官(常勤弁護士)の採用や、児童家庭支援センター設置支援を行った。</p>	<p>「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき、児童福祉司等の専門職員を計画的に配置するほか、専門職員養成及び育成体系(育成ビジョン)策定に向けた検討や、児童相談所業務の自己点検、第三者評価を実施する予定。</p>
—	—	実施設計	<p>(仮称)第二児童相談所設置に向けて基本設計を行うとともに、2021年11月に仮設一時保護所を設置のうえ、一時保護定員を拡充した(定員20名増)。</p>	<p>(仮称)第二児童相談所設置に向けて実施設計を行うとともに、用地を取得する予定。</p> <p>(仮称)第二児童相談所整備スケジュール(想定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2023年度:工事着工</li> <li>・2025年度中:供用開始</li> </ul>
—	—	—	<p>対象者の年齢や状況に応じ、様々な手法で子どもの権利の普及・啓発を行うことで、子どもの権利の理解を促進し、人権意識の向上を図った。</p>	<p>対象者の年齢や状況に応じたパンフレットを配布することで人権意識の向上を図っていく。</p>
100%	100%	100%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の人権課題「民族教育」「子どもの権利」「性」に関する学習を窓口、子どもが互いの個性や多様性を認め合い、心豊かにたくましく生きようとする態度を育む学級経営、学校づくりについての実践的研究を進めた。</li> <li>・人権教育の充実を図ることを目的として研究推進校を指定し、「教師自らの人間尊重の意識の向上」の視点から各学校における人権教育の充実を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、人間尊重の教育推進事業において、個別の人権課題「民族教育」「子どもの権利」「多様な性」に関する取組について実践的研究を進める。</li> <li>・札幌市学校教育の重点の基盤に「人間尊重の教育」を位置付け、教職員の意識向上、校種間の連続性のある取組、子ども自身の意識の高まりに気付く取組を各学校にて推進する。</li> </ul>



## 基本目標1 子どもの権利を大切にする環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
67	1-4 2-2 4-5	P65 P73 P109	多文化共生推進事業	外国人も日本人も誰もが安心して安全に暮らせる共生社会の実現に向け、外国人の孤立化防止と暮らしの不便不安を解消するための支援や仕組みづくりを進めるとともに、市民の異文化理解と国際理解を促進します。	△	○	地域の各NPO団体 ボランティア団体 外国人へ発信すべき情報を所管する関係部(※住民サービスを提供する部署)等	札幌市と協働して共生社会の実現に向けた取組を行う市民団体や外国人コミュニティの数
68	1-4 3-3 4-1	P65 P88 P97	児童虐待防止対策支援事業	虐待が疑われる児童を発見した際に迅速で適切な対応を行い、児童虐待の発生を予防するため、オレンジリボン地域協力員登録の推進するなど、市民、企業及び関係機関等に対し、児童虐待防止に係る普及・啓発を行います。	○	—	要保護児童対策地域協議会構成機関(保育所、幼稚園、小中学校、民生委員・児童委員、医療機関、警察、児童会館、障がい児支援機関等)	オレンジリボン地域協力員登録人数(累計)
69	1-4	P65	DV対策の推進	配偶者等からの暴力被害に対して、配偶者暴力相談支援センターなど相談しやすい環境や支援体制を整備するとともに、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間の集中啓発や相談窓口の周知を行います。	—	○	児童相談所	配偶者暴力相談支援センター相談件数
70	1-4	P65	デートDV防止講座など若年層向け予防教育	暴力を許さない社会づくりのため若年層への予防教育としてデートDV防止講座を行います。	○	○	中学校 高等学校 大学 専門学校 女性支援や人権啓発を行うNPO法人等	—
■子育てに不安を抱える保護者等への支援								
71	1-4 2-3	P65 P76	母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業)	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行うほか、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行います。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	—
72	1-4 2-3	P65 P76	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備します。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	—
73	1-3 1-4 2-3	P62 P65 P76	【再掲】妊婦支援相談事業	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	—
74	1-3 1-4 2-3	P62 P65 P76	【再掲】初妊婦訪問事業	初妊婦を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	初妊婦訪問事業実施率

当初値 (2018 年度)	2021 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和3年度(2021年度) 実施状況	令和4年度(2022年度) 実施予定
8団体	17団体	20団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人が安心して暮らせる社会の実現に向け、子育て相談等の不安をさっぽろ外国人相談窓口等を通じて解消。</li> <li>総合学習への国際交流員の派遣 実施回数: 19回(内訳: オンライン18回 その他1回(動画提供)) 参加者数: 1289名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>さっぽろ外国人市民パートナーの募集等により外国人のまちづくり・地域交流につなげ、市民の異文化理解を促す。</li> <li>外国人が安心して暮らせる社会の実現に向け、子育て相談等の不安をさっぽろ外国人相談窓口等を通じて解消する。</li> <li>「世界ふれあいひろば」(JICA北海道と共催)での異文化紹介イベントを実施する(コロナの状況を見て判断)。</li> <li>総合学習への国際交流員の派遣(派遣回数: 未定)</li> </ul>
16,346人	18,006人	19,200人	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民向け講演会の実施: 1回</li> <li>出前講座等研修会実施: 22回</li> <li>事務局だよりの発行: 1回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民向け講演会の実施</li> <li>出前講座等研修会実施</li> <li>事務局だよりの発行</li> </ul>
1,326件	1,368件	1,500件	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者暴力相談支援センターでの相談を実施した。</li> <li>広報紙、地下鉄大通駅・札幌駅のデジタルサイネージ、地下歩行空間などの大型ディスプレイなどを活用し広報実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者暴力相談支援センターでの相談を実施する。</li> <li>広報紙、地下鉄大通駅・札幌駅のデジタルサイネージ、地下歩行空間などの大型ディスプレイなどを活用し広報実施予定。</li> </ul>
—	—	—	中学、高校、専門学校の学生に対しデートDV防止講座を29校31回実施。	中学、高校、専門学校の学生に対しデートDV防止講座を実施予定。(38校40回を予定)
—	—	—	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問。乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行った。	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問。乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行う。
—	—	—	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援した。	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援する。
—	—	—	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に母子保健相談員や保健師等が面接を実施。妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援を行った。	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に母子保健相談員や保健師等が面接を実施。妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援する。
42.2%	64.3%	65%	初妊婦を訪問。妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、実技指導を含めた育児に関する知識や子育て情報などを提供した。	初妊婦を訪問。妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、実技指導を含めた育児に関する知識や子育て情報などを提供する。